

## 成果目標における目標値の設定について

成果目標に係る事項	達成目標について	目標値の設定
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成 28 年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、GH、一般住宅等に移行する者の数を見込む。その上で、32 年度末における地域生活に移行者の目標値を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>28 年度末時点の施設入所者数の 9% 以上が地域生活へ移行</u>することとする</li> <li>・ <u>32 年度末の施設入所者数を、28 年度末時点の施設入所者数から 2% 以上削減</u>すること</li> </ul>
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 入院中の精神障害者の地域生活への移行	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す政策理念を踏まえ、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置</u>することを基本とする。なお、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。</li> <li>(参考:都道府県の目標設定)</li> <li>・ 32 年度末の入院後一年以上長期入院患者数 (65 歳以上、65 歳未満)</li> <li>・ 32 年度末の精神病床における早期退院率 <ul style="list-style-type: none"> <li>入院後 3 カ月時点⇒<u>69%以上</u></li> <li>入院後 6 カ月時点⇒<u>84%以上</u></li> <li>入院後 1 年時点⇒<u>90%以上</u></li> </ul> </li> <li>・ 医療計画における基準病床数の見直しを進める</li> </ul>
③ 地域生活支援拠点等の整備	・ 障害者の地域生活を支援する機能 (相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制作り等) の集約等を行う拠点等を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備</u>する</li> <li>* 整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、各地域における個別の事情に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する。</li> </ul>

<p>④ 福祉施設から一般就労への移行等</p>	<p>福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。</p>	<p>・<u>目標値は、28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上</u>。目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定する。さらに、障害者の一般就労への定着も重要であることから、職場定着率に係る目標値も設定する。  ⇒就労移行支援事業利用者数（32年度末利用者数が28年度末利用者数の<u>2割以上増</u>）  ⇒事業所ごとの就労移行率（就労移行支援事業所の内、<u>就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする</u>）  ⇒職場定着率（就労定着支援事業による支援を開始した時点から<u>1年後の職場定着率を8割以上</u>）</p>
<p>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的な地域支援体制の構築を目指すために児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を充実させる。</li> <li>・重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する</li> <li>・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置</u>する。</li> <li>・<u>32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</u>する。</li> <li>・<u>32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保</u>する。</li> <li>・<u>30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける</u>。</li> </ul>